

# 廃棄物処理業の用に供する軽油に係る軽油引取税課税免除の特例措置 (令和6～8年度)

## 特例措置の主旨

- 最終処分場内において、専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油に係る軽油引取税については、課税免除となります。
- 本特例措置は、最終処分場の、地中に廃棄物を埋め立てるため厳格な維持管理が継続的に必要となるという特性を踏まえ、埋立期間中の適切な処理及び維持管理の促進を目的として、重機の運用に係る事業者の費用負担を軽減するものです。

## 特例措置の対象

- 「廃棄物処理事業を営む者」が廃棄物の埋立地内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械（※1）の動力源の用途に供する軽油の引取りが対象です。
- 具体的に「廃棄物処理事業を営む者」とは、①一般廃棄物又は産業廃棄物の処分を行う地方公共団体（※2）、②一般廃棄物処分業者、③産業廃棄物処分業者、④特別管理産業廃棄物処分業者が該当します。ただし、③・④については、中小事業者等に限定（※3）されます。

- ※ 1 道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く  
※ 2 当該地方公共団体から一般廃棄物の処分の委託を受けた者を含む。  
※ 3 中小事業者等の範囲は、租税特別措置法に規定する「中小事業者」及び「中小企業者」。  
(詳細は次のページを参照してください。)

(対象となる機械のイメージ)



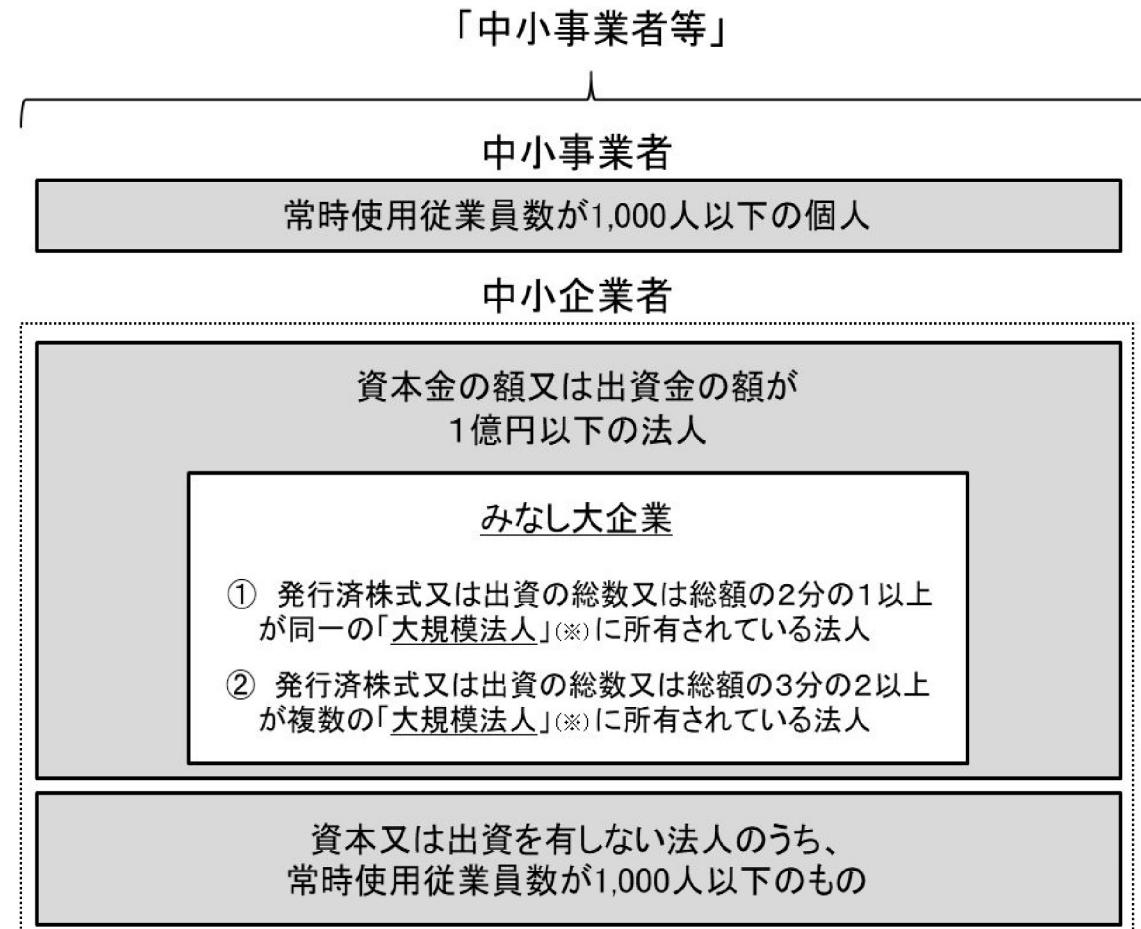
<ブルドーザー>



<パワーショベル>

## 中小企業者等の範囲

- 租税特別措置法に規定する「中小事業者」及び「中小企業者」の範囲は、以下のグレーの箇所になります。



※「大規模法人」とは、以下のいずれかに該当する法人をいう。

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人
- ・資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用従業員数が1,000人超の法人
- ・大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人、相互会社・外国相互会社のうち常時使用従業員数が1,000人超の法人、受託法人）の100%子法人
- ・100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を保有されている普通法人

# 一般廃棄物の最終処分場及びごみ処理施設設置者の皆様へ 本特例措置を積極的にご活用ください。

## 公害の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る 課税標準の特例措置（固定資産税）

### 特例制度の概要

本制度の利用により以下の廃棄物処理施設に係る  
**固定資産税の課税標準価格が変わります。**

ごみ処理施設

1／2

一般廃棄物の最終処分場

2／3

特例措置なし

施  
設  
費

特例措置あり



施  
設  
費

固定資産税についての課税標準となる価格が変わります。

※令和4年度税制改正から、特例制度の対象となる施設について以下の変更が行われており、令和6年度以降も同様の運用となります。

令和4年4月1日からの変更点	
<b>ごみ処理施設</b>	適用対象を熱回収又は再生利用の用に供する施設に限定する。
<b>一般廃棄物の最終処分場</b>	適用対象から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により環境大臣の再生利用に係る認定を受けた施設を除外する。

## PCB廃棄物の処理施設設置者の皆様へ 本特例措置を積極的にご活用ください。

### 公害の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る 課税標準の特例措置（固定資産税）

#### 特例制度の概要

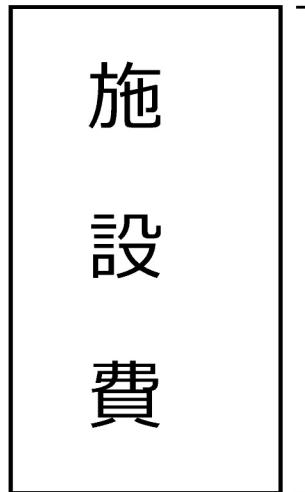
本制度の利用により以下の廃棄物処理施設に係る**固定資産税の課税標準価格が変わります。**

PCB廃棄物処理施設

1／3

※対象は都道府県知事の  
許可施設及び大臣認定施設

特例措置なし



固定資産税に  
ついての課税  
標準の価格

特例措置あり



PCB廃棄物処理施設  
の場合、固定資産税に  
ついての**課税標準とな  
る価格が1／3**

※廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物処理施設への適用は、令和6年3月31日までとなります。